

お茶の水女子大学附属小学校 同窓会

茗鏡会 会則

総則

- 第1条 本会は茗鏡会と称し、本部を事務局におく。
なお、本会は必要に応じて支部をおくことができる。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、その向上発展を期するとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 集会
 - 2 会員名簿および会報などの発行
 - 3 その他必要な事業

会員・客員

- 第4条 本会は東京女子高等師範学校附属小学校・同附属国民学校（いずれも高等科を含む）・お茶の水女子大学附属小学校（現・国立大学法人）の卒業生、およびかつて在籍したことのある者をもって組織する。
- 第5条 会員は所定の入会手続きをなすものとする。
なお、会員は入会の際に所定の入会金を納付する。
- 第6条 母校の現旧職員を客員とする。

役員

- 第7条 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 事務局長 1名
 - 4 理事 若干名
 - 5 会計監査人 若干名
 - 6 幹事 原則として各学年2名以上
- 第8条 役員を選任は次の通りとする。
- 1 理事および会計監査人は総会で選出し、理事の互選により会長を選出する。
 - 2 副会長、事務局長は理事のうちより理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
 - 3 幹事は各学年度卒業生から選ばれ、会長がこれを委嘱する。
交代した時は直ちに事務局に報告することとする。

- 第9条 本会に名誉会長、顧問をおくことができる。
その委嘱については理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 第10条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会務を分掌する。会長事故あるときはこれを代理する。
事務局長は会長を補佐し、会務を掌理する。
理事は会務を処理する。
幹事は各学年を代表し、下記業務を行う。
- ① 会員の住所等、連絡先の把握。
 - ② 本会活動に対する意見具申。
 - ③ 理事をたすけて会務の処理。
- 第11条 役員及び名誉会長、顧問の任期は3ヵ年とする。
なお重任は妨げない。
但し、会長の任期は、原則として2期6年までとする。
- 第12条 本会の会務は理事会において審議し、これを執行する。
本会の日常会務は、理事会の付託をうけて理事で構成する各種委員会および事務局で処理する。

会議

- 第13条 会議は総会、および理事会、役員会とする。
- 第14条 本会は年1回総会を開く。
なお、必要があるときは臨時総会を開くことができる。
総会は会長が招集し、次の事項を審議、議決する。
- 1 理事および会計監査人の選任
 - 2 会務、会計の報告および事業計画、予算の提案
 - 3 その他必要な事項
- 第15条 理事会は年2回以上会長が招集し、必要な事項につき審議してこれを処理する。
役員会は必要に応じて会長が招集し、理事および会計監査人、幹事を含めて開くものとする。
- 第16条 会議の議長は何れも会長がこれに任じ、会長事故ある時は副会長又は事務局長がこれに任ずる。
何れも事故ある時は理事の互選により代理者を定める。
- 第17条 会議の議決には出席者の過半数の賛成を要する。
可否同数の時は議長がこれを決定する。

会計

- 第18条 本会の経費は入会金、寄付金その他をもってこれにあてる。

第19条 1 本会の会計は理事会の付託をうけた担当理事が管理し、会計監査人の監査を経て総会に報告する。

2 金融機関に届け出の住所は会計担当理事の住所とすることができる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則

第21条 本会の会則は理事会の定義にもとづき総会の議決を経て変更することができる。ただし、会則の変更前に生じた効力はこれを妨げない。

第22条 この会則は平成20年6月21日から実施する。

昭和54年9月8日改訂

昭和58年6月4日改訂

平成4年6月20日改訂

平成9年6月21日改訂

平成20年6月21日改訂